○福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱

平成８年３月２９日

福島県告示第３２０号

 改正　平成１５年３月２８日告示第３４９号

平成２０年３月３１日告示第２６０号

平成２６年１０月７日告示第６１４号

平成３１年１月２９日告示第５７号

令和３年６月２５日告示第４８８号

令和６年１２月２４日告示第６８６号

（目的）

第一条　県の機関及び県が単独で設立する地方独立行政法人が行う調達であって、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）第一条に規定する２０１２年３月３０日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された１９９４年４月１５日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の対象となる調達に関する供給者の苦情について、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成８年福島県告示第３１９号）に基づき、公平かつ独立した立場から検討し、関係調達機関への提案等を行うため、福島県政府調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員会の構成等）

第二条　委員会は、委員５人以内で組織する。

２　委員は、人格が高潔で、地方公共団体の入札及び契約制度に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。

３　委員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

４　前項の規定にかかわらず、委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

５　委員は、次のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

　①　破産手続開始の決定を受けたとき

　②　拘禁刑以上の刑に処せられたとき

　③　委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められたとき

（守秘義務）

第三条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（委員長）

第四条　委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　委員長は、会務を総理し、議長として委員会の議事を運営する。

３　委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（委員会の開催）

第五条　委員会は、委員長が召集する。

２　委員長は委員会を召集しようとする場合は、書面により、会議の日時、場所及び議事をあらかじめ委員に通知する。ただし、緊急のため、やむを得ない場合は、この限りでない。

（会議の議決）

第六条　委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

２　委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

　（議事録）

第七条　委員会は、会議の議事録を作成する。

　（委員会の庶務）

第八条　委員会の庶務は、出納局審査課において処理する。

（委任）

第九条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附　則

この要綱は、公布の日から施行する。

附　則（平成１５年告示第３４９号）

この規程は、平成１５年４月１日から施行する。

附　則（平成２０年告示第２６０号）

この規程は、平成２０年４月１日から施行する。

　　附　則

この要綱は、平成２６年１０月７日から施行する。

　附　則

この要綱は、平成３１年２月１日から施行する。

　　附　則

この要綱は、令和３年６月２５日から施行する。

附　則

１　この要綱は、令和７年６月１日から施行する。

２　懲役（刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号）第２条の規定による改正前の刑法（明治４０年法律第４５号。以下この項において「旧刑法」という。） 第１２条に規定する懲役をいう。） 又は禁錮（旧刑法第１３条に規定する禁錮をいう。） の刑に処せられた者は、改正後の第２条第５項（第２号に係る部分に限る。） の規定の適用については、拘禁刑に処せられた者とみなす。